

新 旧 対 照 表

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成２６年３月２８日障発０３２８第４号）新旧対照表

（改正箇所は傍線部分）

改正後		改正前	
	障 発 ０ ３ ２ ８ 第 ４ 号 平成 ２ ６ 年 ３ 月 ２ ８ 日 一部改正 障 発 １ ２ ２ ６ 第 ４ 号 平成 ２ ６ 年 １ ２ 月 ２ ６ 日 障 発 ０ ４ ０ ８ 第 ８ 号 平成 ２ ８ 年 ４ 月 ８ 日 障 発 ０ ８ ０ ９ 第 ３ 号 平成 ２ ９ 年 ８ 月 ９ 日 障 発 ０ ５ ２ ７ 第 ３ 号 令 和 元 年 ５ 月 ２ ７ 日 障 発 ０ ７ １ ７ 第 ３ 号 令 和 ２ 年 ７ 月 １ ７ 日 障 発 ０ ３ １ ０ 第 ３ 号 令 和 ４ 年 ３ 月 １ ０ 日 障 発 １ ２ ２ ８ 第 ２ 号 令 和 ４ 年 １ ２ 月 ２ ８ 日 障 発 ０ １ ２ ４ 第 ４ 号 令 和 ５ 年 １ 月 ２ ４ 日 こ 支 障 害 第 ５ ２ 号 障 発 ０ ７ ２ ８ 第 ２ 号 令 和 ５ 年 ７ 月 ２ ８ 日 こ 支 障 第 ５ ０ 号 障 発 ０ ３ ０ ５ 第 ３ 号 令 和 ６ 年 ３ 月 ５ 日 こ 支 障 第 １ ４ ０ 号 障 発 ０ ５ ３ １ 第 ５ 号 令 和 ６ 年 ５ 月 ３ １ 日 こ 支 障 第 ９ ０ 号 障 発 ０ ３ ３ １ 第 ３ １ 号 令 和 ７ 年 ３ 月 ３ １ 日 こ 支 障 第 ２ ６ ６ 号 <u>障 発 １ ０ ０ １ 第 ５ 号</u> <u>令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ 日</u>		障 発 ０ ３ ２ ８ 第 ４ 号 平成 ２ ６ 年 ３ 月 ２ ８ 日 一部改正 障 発 １ ２ ２ ６ 第 ４ 号 平成 ２ ６ 年 １ ２ 月 ２ ６ 日 障 発 ０ ４ ０ ８ 第 ８ 号 平成 ２ ８ 年 ４ 月 ８ 日 障 発 ０ ８ ０ ９ 第 ３ 号 平成 ２ ９ 年 ８ 月 ９ 日 障 発 ０ ５ ２ ７ 第 ３ 号 令 和 元 年 ５ 月 ２ ７ 日 障 発 ０ ７ １ ７ 第 ３ 号 令 和 ２ 年 ７ 月 １ ７ 日 障 発 ０ ３ １ ０ 第 ３ 号 令 和 ４ 年 ３ 月 １ ０ 日 障 発 １ ２ ２ ８ 第 ２ 号 令 和 ４ 年 １ ２ 月 ２ ８ 日 障 発 ０ １ ２ ４ 第 ４ 号 令 和 ５ 年 １ 月 ２ ４ 日 こ 支 障 害 第 ５ ２ 号 障 発 ０ ７ ２ ８ 第 ２ 号 令 和 ５ 年 ７ 月 ２ ８ 日 こ 支 障 第 ５ ０ 号 障 発 ０ ３ ０ ５ 第 ３ 号 令 和 ６ 年 ３ 月 ５ 日 こ 支 障 第 １ ４ ０ 号 障 発 ０ ５ ３ １ 第 ５ 号 令 和 ６ 年 ５ 月 ３ １ 日 こ 支 障 第 ９ ０ 号 障 発 ０ ３ ３ １ 第 ３ １ 号 令 和 ７ 年 ３ 月 ３ １ 日
各	都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 殿	各	都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 殿

改正後				改正前			
こども家庭庁支援局長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について (本文) (略) (別添1) (略) (別添2) (略) (別紙) 主眼事項及び着眼点等(指定児童発達支援)				こども家庭庁支援局長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について (本文) (略) (別添1) (略) (別添2) (略) (別紙) 主眼事項及び着眼点等(指定児童発達支援)			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 運営に 関する基 準 1～38 (略)	(略)	(略)	(略)	第4 運営に 関する基 準 1～38 (略)	(略)	(略)	(略)
39 児童対象性 暴力等の防止	(1) 犯罪事実確認 一 把握している指定児童発達支援事業所と、こまもろうシステムの利用状況(登録の有無)との間に齟齬がないか。 二 把握している指定児童発達支援事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三 いとま特例が適用される要件を充足しているか(やむを得ない事情に該当しているか。)。 四 いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。 (2) その他の安全確保措置 一 早期把握 イ 障害児に対する日常的な観察を実施しているか。	(略) 平24厚令15 第46条	犯罪事実確認に関する資料(こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等) 早期把握のための措置	第4 運営に 関する基 準 1～38 (略) (新設)	(略)	(略)	(略)

改正後			改正前			
	<u>ロ 障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。</u> <u>ハ 児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この39において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>二 相談</u> <u>イ 指定児童発達支援事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>ロ 児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>三 研修</u> <u>従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「V.2.(3) 対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。</u> <u>四 調査</u> <u>イ 従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがある</u>	<u>に関する資料（面談記録、アンケート等）</u> <u>相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HP の画面、パンフレット等）</u> <u>研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）</u> <u>調査に関する資料（実施した調査書</u>				

改正後		改正前				
	<u>ると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。</u> ロ <u>障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> ハ <u>児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> ニ <u>調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u> 五 <u>保護・支援</u> イ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。</u> ロ <u>保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。</u> ハ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。</u> ニ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情</u>	等) 保護・支援に関する資料 (支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等)				

改正後				改正前			
	<u>報を提供しているか。</u> <u>ホ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。</u> <u>六 防止措置</u> <u>イ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。</u> <u>ロ 次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。</u> <u>① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援事業所の従事者としての業務に従事させない。</u> <u>② 障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。</u> <u>③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援事業所の従事者として</u>						
		<u>防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）</u>					

改正後				改正前			
	<u>の業務に従事させない。</u> ④ <u>調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。</u>						
38～46（略）	（略）	（略）	（略）	38～46（略）	（略）	（略）	（略）
第5～第12（略）	（略）	（略）	（略）	第5～第12（略）	（略）	（略）	（略）
主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）				主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3（略）	（略）	（略）	（略）	第1～第3（略）	（略）	（略）	（略）
第4 運営に関する基準 1～36（略）	（略）	（略）	（略）	第4 運営に関する基準 1～36（略） （新設）	（略）	（略）	（略）
37 <u>児童対象性暴力等の防止</u>	<u>（1）犯罪事実確認</u> 一 <u>把握している指定放課後等デイサービス事業所と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。</u> 二 <u>把握している指定放課後等デイサービス事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。</u> 三 <u>いとま特例が適用される要</u>	<u>平24厚令15第71条</u> <u>平24厚令15第46条準用</u>	<u>犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等）</u>				

改正後			改正前			
	<u>件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。</u> <u>四 いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。</u> <u>（２）その他の安全確保措置</u> <u>一 早期把握</u> <u>イ 障害児に対する日常的な観察を実施しているか。</u> <u>ロ 障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。</u> <u>ハ 児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この37において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>二 相談</u> <u>イ 指定放課後等デイサービス事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>ロ 児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>三 研修</u> <u>従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「</u>	<u>早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）</u> <u>相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）</u> <u>研修を受講させたことがわかる資</u>				

改正後		改正前				
	<u>V.2.(3) 対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。</u> <u>四 調査</u> <u>イ 従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。</u> <u>ロ 障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> <u>ハ 児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> <u>ニ 調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u> <u>五 保護・支援</u> <u>イ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。</u> <u>ロ 保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。</u> <u>ハ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた</u>	<u>料(受講者名簿等)</u> <u>調査に関する資料(実施した調査書等)</u> <u>保護・支援に関する資料(支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等)</u>				

改正後				改正前			
	<u>障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。</u> <u>ニ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。</u> <u>ホ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。</u> <u>六 防止措置</u> <u>イ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。</u> <u>ロ 次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。</u> <u>① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定放課後等デイサービス事業所の従事者としての業務に従事させない。</u> <u>② 障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被</u>						
		<u>防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）</u>					

改正後				改正前			
	害が疑われる障害児と加害が疑われる従業員の接触を回避する。 ③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定放課後等デイサービス事業所の従事者としての業務に従事させない。 ④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。						
38～46 (略)	(略)	(略)	(略)	38～46 (略)	(略)	(略)	(略)
第5～第9 (略)	(略)	(略)	(略)	第5～第12 (略)	(略)	(略)	(略)
主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）				主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 運営に関する基準				第4 運営に関する基準			
1～34 (略)	(略)	(略)	(略)	1～34 (略)	(略)	(略)	(略)
35 児童対象性暴力等の防止	(1) 犯罪事実確認 一 把握している指定居宅訪問	平24厚令15 第71条の14	犯罪事実確認に関する	(新設)			

改正後				改正前			
	<u>型児童発達支援事業所と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。</u> <u>二 把握している指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。</u> <u>三 いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。</u> <u>四 いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。</u> <u>（２）その他の安全確保措置</u> <u>一 早期把握</u> <u>イ 障害児に対する日常的な観察を実施しているか。</u> <u>ロ 障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。</u> <u>ハ 児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この35において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>二 相談</u> <u>イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害</u>	平 24 厚 令 15 第46条準用	<u>資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等）</u> <u>早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）</u> <u>相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したこと</u>				

改正後				改正前			
	<u>児の保護者へ周知しているか。</u> ロ <u>児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> 三 <u>研修</u> <u>従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「V. 2. (3) 対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。</u> 四 <u>調査</u> イ <u>従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。</u> ロ <u>障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> ハ <u>児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> ニ <u>調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u> 五 <u>保護・支援</u> イ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措</u>		<u>がわかる資料（事業者HP の画面、パンフレット等）</u> <u>研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）</u> <u>調査に関する資料（実施した調査書等）</u> <u>保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供</u>				

[illegible]

改正後				改正前			
	<u>特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。</u> ② <u>障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。</u> ③ <u>調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。</u> ④ <u>調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。</u>						
36～44 (略)	(略)	(略)	(略)	36～44 (略)	(略)	(略)	(略)
第5～第7 (略)	(略)	(略)	(略)	第5～第7 (略)	(略)	(略)	(略)
主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）				主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
第4 運営に関する基準 1～33 (略) 34 児童対象性暴力等の防止	(略) (1) 犯罪事実確認 一 把握している指定保育所等訪問支援事業所と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。 二 把握している指定保育所等訪問支援事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三 いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。 四 いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。 (2) その他の安全確保措置 一 早期把握 イ 障害児に対する日常的な観察を実施しているか。 ロ 障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 ハ 児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この34において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。	(略) 平24厚令15第79条 平24厚令15第46条準用	(略) 犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等） 早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）	第4 運営に関する基準 1～33 (略) (新設)	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
	<u>二 相談</u> <u>イ 指定保育所等訪問支援事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>ロ 児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>三 研修</u> <u>従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「V. 2. (3) 対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。</u> <u>四 調査</u> <u>イ 従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。</u> <u>ロ 障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> <u>ハ 児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> <u>ニ 調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u>		<u>相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）</u> <u>研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）</u> <u>調査に関する資料（実施した調査書等）</u>				

改正後		改正前			
	<u>五 保護・支援</u> <u>イ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。</u> <u>ロ 障保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。</u> <u>ハ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。</u> <u>ニ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。</u> <u>ホ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。</u> <u>六 防止措置</u> <u>イ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じている</u>	<u>保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等）</u> <u>防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）</u>			

改正後				改正前			
	か。 ロ 次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定保育所等訪問支援事業所の従事者としての業務に従事させない。 ② 障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。 ③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定保育所等訪問支援事業所の従事者としての業務に従事させない。 ④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。						

改正後				改正前			
35～43（略）	（略）	（略）	（略）	35～43（略）	（略）	（略）	（略）
第5～第7（略）	（略）	（略）	（略）	第5～第7（略）	（略）	（略）	（略）
主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）				主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3（略）	（略）	（略）	（略）	第1～第3（略）	（略）	（略）	（略）
第4 運営に関する基準 1～40（略） 41 児童対象性暴力等の防止	（略） <u>（1）犯罪事実確認</u> 一 把握している指定福祉型障害児入所施設と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。 二 把握している指定福祉型障害児入所施設の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三 いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。 四 いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。 <u>（2）その他の安全確保措置</u> 一 早期把握 イ 障害児に対する日常的な観察を実施しているか。 ロ 障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。	（略） 平24厚令16 第43条	（略） 犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等） 早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）	第4 運営に関する基準 1～40（略） （新設）	（略）	（略）	（略）

改正後				改正前			
	<u>ハ 児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この41において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>二 相談</u> <u>イ 指定福祉型障害児入所施設において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>ロ 児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。</u> <u>三 研修</u> <u>従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「V. 2.（3）対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。</u> <u>四 調査</u> <u>イ 従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。</u> <u>ロ 障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳</u>		<u>相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）</u> <u>研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）</u> <u>調査に関する資料（実施した調査書等）</u>				

改正後				改正前			
	<u>を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> ハ <u>児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> ニ <u>調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u> 五 <u>保護・支援</u> イ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。</u> ロ <u>保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。</u> ハ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。</u> ニ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。</u> ホ <u>障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者</u>		<u>保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等）</u>				

改正後				改正前			
	<u>からの相談に誠実に対応しているか。</u> 六 防止措置 イ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。 ロ 次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定福祉型障害児入所施設の従業者としての業務に従事させない。 ② 障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。 ③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定福祉型障害児入所施設の従業者としての業務に従事させない。 ④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うな		<u>防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）</u>				

改正後				改正前			
42～50（略）	ど、段階的に対応する。 指導にかかわらず同様の 行為を繰り返す場合又は 重大な不適切行為である 場合には、③に準じた対 応を行う。	（略）	（略）	42～50（略）	（略）	（略）	（略）
第5・第6 （略）	（略）	（略）	（略）	第5・第6 （略）	（略）	（略）	（略）
主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）				主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）			
主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1～第3 （略）	（略）	（略）	（略）	第1～第3 （略）	（略）	（略）	（略）
第4 運営に 関する基 準 1～40（略） 41 児童対象性 暴力等の防止	（略） （1）犯罪事実確認 一 把握している指定医療型障 害児入所施設と、こまもろう システムの利用状況（登録の 有無）との間に齟齬がないか 。 二 把握している指定医療型障 害児入所施設の従業者数と比 して、犯罪事実確認の実施済 件数等が過少なものになって いないか。 三 いとま特例が適用される要 件を充足しているか（やむを 得ない事情に該当しているか 。）。 四 いとま特例適用時に必要な 措置を講じているか。	（略） 平24厚令16 第57条 平24厚令16 第43条準用	（略） 犯罪事実確 認に関する 資料（こども 性暴力防止 法に係る帳 簿、「やむを 得ない事情」 のいずれか の事由に該 当すること を証する書 類等）	第4 運営に 関する基 準 1～40（略） （新設）	（略）	（略）	（略）

改正後				改正前			
	(2) <u>その他の安全確保措置</u>						
	一 <u>早期把握</u>		<u>早期把握の</u>				
	イ <u>障害児に対する日常的な</u>		<u>ための措置</u>				
	<u>観察を実施しているか。</u>		<u>に関する資</u>				
	ロ <u>障害児の発達段階及び特</u>		<u>料(面談記録</u>				
	<u>性並びに事業の特性に応じ</u>		<u>、アンケート</u>				
	<u>た定期的な面談又はアンケ</u>		<u>等) </u>				
	<u>ートを実施しているか。</u>						
	ハ <u>児童対象性暴力等の疑い</u>						
	<u>を把握した場合の適切な報</u>						
	<u>告及び対応に関するルール</u>						
	<u>を定め、従業者（この41に</u>						
	<u>おいて、障害児と接する業</u>						
	<u>務に従事する者のうち、支</u>						
	<u>配性、継続性及び閉鎖性の</u>						
	<u>ある環境の下で当該障害児</u>						
	<u>に接するものをいう。）</u>						
	<u>、障害児及び障害児の保護者</u>						
	<u>へ周知しているか。</u>						
	二 <u>相談</u>		<u>相談員又は</u>				
	イ <u>指定医療型障害児入所施</u>		<u>相談窓口の</u>				
	<u>設において、相談員の選任</u>		<u>設置及びそ</u>				
	<u>又は相談窓口の設置を行い</u>		<u>の周知を実</u>				
	<u>、障害児及び障害児の保護</u>		<u>施したこと</u>				
	<u>者へ周知しているか。</u>		<u>がわかる資</u>				
	ロ <u>児童対象性暴力等に関す</u>		<u>料（事業者</u>				
	<u>る外部の相談窓口について</u>		<u>HPの画面、</u>				
	<u>、障害児及び障害児の保護</u>		<u>パンフレッ</u>				
	<u>者へ周知しているか。</u>		<u>ト等) </u>				
	三 <u>研修</u>		<u>研修を受講</u>				
	<u>従業者に対し、こども性暴</u>		<u>させたこと</u>				
	<u>力防止法施行ガイドライン「</u>		<u>がわかる資</u>				
	<u>V.2.(3)対象業務従事者に</u>		<u>料（受講者</u>				
	<u>対する研修」に記載する研修</u>		<u>名簿等) </u>				
	<u>事項を対象として、座学及び</u>						
	<u>演習を組み合わせる態様で研</u>						
	<u>修を実施しているか。</u>						
	四 <u>調査</u>		<u>調査に関す</u>				

改正後				改正前			
	<u>イ 障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。</u> <u>ロ 児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。</u> <u>ハ 調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。</u>		<u>る資料(実施した調査書等)</u>				
	<u>五 保護・支援</u> <u>イ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合における保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。</u> <u>ロ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。</u> <u>ハ 障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。</u>		<u>保護・支援に関する資料(支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等)</u>				
	<u>六 防止措置</u> <u>イ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方</u>		<u>防止措置に関する資料(勤務実績</u>				

改正後				改正前			
	<u>法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。</u> <u>ロ 次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。</u> <u>① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。</u> <u>② 障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。</u> <u>③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。</u> <u>④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。</u>	<u>表、業務記録等)</u>					

改正後				改正前			
<u>42</u> ～ <u>49</u> （略）	（略）	（略）	（略）	<u>42</u> ～ <u>49</u> （略）	（略）	（略）	（略）
第 5 ・ 第 6 （略）	（略）	（略）	（略）	第 5 ・ 第 6 （略）	（略）	（略）	（略）